

質問回答書

No.	資料名	頁	項目	内容	回答
1	実施要項	2	4 (2) ア	会社概要についてですが、会社パンフレット等でも可能でしょうか。	会社パンフレット等で構いません。
2	実施要項	2	4 (2) オ	個人情報保護対策に係る外部認証がわかる書類についてですが、Pマーク等が取得でない場合、プロポーザル参加は不可でしょうか。また参加できた場合、減点対象等になりますでしょうか。	実施要項の2「プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項」を満たしていれば、Pマーク等を取得していない場合も、プロポーザル参加は可能となります。 参加の場合は、評価対象とします。
3	実施要項	2	4 (2) オ	個人情報保護対策に係る外部認証が分かる書類について、どのような書類が該当するのでしょうか。 社内の個人情報保護に係る規程等では不足でしょうか。 また、これがない場合参加は不可でしょうか。	外部認証がわかる書類は、JIS Q 15001、ISMS/ISO27001、JAPHICマーク、Pマーク等が該当します。 社内の個人情報保護に係る規程ではなく、外部審査機関による認証を受けていけば提出してください。 実施要項の2「プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項」を満たしていれば、個人情報保護対策に係る外部認証が分かる書類が無い場合も、プロポーザル参加は可能となります。
4	実施要項	2	4 (2) カ	認可保育施設又は認可外保育施設の運営実績は3年以上あるが、夜間保育の実績も3年以上ないと参加不可でしょうか。夜間保育の実績は、複数園ありますが、現在3年未満となっております。	実施要項の2(7)ア及びイにお示ししているとおり夜間保育を伴う認可保育施設又は認可外保育施設の運営実績が3年以上あることが参加資格となります。
5	実施要項	2	4 (2) カ	実際に運営する施設すべての契約書等が必要でしょうか。	参加資格を満たすことが確認できれば、全ての施設の契約書は必要ありません。
6	実施要項	2	4 (2) キ	夜間保育を行う体制が整っていることを証明する書類とは、どのようなものになりますでしょうか。	受託期間に夜間保育を実施する体制が整えられることを確認させていただくため、夜間保育を実施していることの記載がある契約書、夜間保育の記録が分かる日誌や勤務表、夜間緊急連絡先の記載のある書類など、直近のものを提出してください。
7	実施要項	2	4 (2) キ	夜間保育ができる体制とは、夜間保育の実施の契約書等に明記してあればそれでよいでしょうか。	同上